

令和元年度 滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会（第一回）議事録

- 開催日時 令和元年 11 月 25 日（月）14:00～16:00
- 開催場所 滋賀県危機管理センター 1 階
- 出席委員 阿部委員（川久保代理人）、石谷委員、井上委員（由井代理人）、鶴飼委員、大塚委員、菊池委員、木村委員、中野委員、西野委員【部会長】、平山委員、福原委員
(全委員 17 名：出席 11 名、欠席 6 名)

○議題

- (1) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）に係る取組について
- (2) 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の進捗状況について
- (3) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）と琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の今後について
- (4) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定に向けて
- (5) 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）のふりかえりと今後のあり方について
- (6) その他

【配布資料】

- 委員名簿・配席表
- 資料 1 - 1 琵琶湖保全再生計画に係る取組について
- 資料 1 - 2 琵琶湖保全再生計画関連事業
- 資料 1 - 3 令和 2 年度に向けた「琵琶湖の保全および再生についての提案・要望」
- 資料 1 - 4 第 3 回 琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 開催結果概要
- 資料 1 - 5 令和元年度下半期びわ湖環境インフォメーション
- 資料 2 - 1 マザーレイク 21 計画の進行管理
- 資料 2 - 2 第 8 回マザーレイク 21 計画学術フォーラム 結果概要
- 資料 2 - 3 第 10 回マザーレイクフォーラムびわコミ会議 結果概要
- 資料 3 「琵琶湖保全再生計画」と「マザーレイク 21 計画」の関係
- 資料 4 - 1 琵琶湖保全再生計画改定に向けて
- 資料 4 - 2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップについて
- 資料 4 - 3 琵琶湖保全再生計画のフォローアップについて
- 資料 5 - 1 マザーレイク 21 計画のふりかえり（概要版〈素案〉）
- 資料 5 - 2 マザーレイク 21 計画の今後の展開（案）
- 参考資料 びわ湖なう 2019～指標で見るびわ湖と暮らしの過去・現在～

(1) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）に係る取組について

〈事務局より、資料1-1～資料1-5を説明〉

委員： 資料1-4の裏面で京都市の意見が書かれていますが、他の自治体からはどのような意見があったのですか。

事務局： 進行の都合上、滋賀県と京都市からしか発言がありませんでした。

委員： 資料1-2の予算関連の資料ですが、327億円のうち県の自主財源と森林環境贈与税など国の財源との内訳を参考までに教えてください。

事務局： 国費が約124億円、起債が約66億円、県の一般財源が約31億円、その他が113億円となっています。森林環境贈与税の金額は手元にございません。

委員： 琵琶湖保全再生法の成立によってどれだけ予算が増えたのでしょうか。

事務局： 琵琶湖総合開発事業の場合、補助金の嵩上げ規定があり、県への上積み分が把握できましたが、琵琶湖保全再生法には財源規定はありますが、嵩上げ規定がなく、法律の成立による予算の具体的な増加額はわかりません。ただし、法律の成立後、環境省に琵琶湖のための調査費を新たに約4,000万円計上いただいたり、侵略的外来水生植物対策でも直轄事業費が増加傾向にあるなど、法律の一定の効果はあると考えています。

委員： 資料1-5について、マイクロプラスチックは、日本近海と比較して同等か少ないというデータが示されていますが、今後どの程度危機感をもって取組を進めていくのか教えてください。

事務局： 現在、環境や生態系に影響が現れているわけではありません。そもそもマイクロプラスチックが生物に与える影響はほとんどわかっておらず、どこまで対策をとればよいか判断が難しいですが、世界中で言われるようにそもそも環境中に放出されるプラスチックを減らしていくべきというのはそのとおりだと考えており、琵琶湖に流れ込むということは本来あってはならないことだと思っています。特に琵琶湖は閉鎖水域であり、滋賀県民の努力で何とかできるということで、従来から進めてきている散在性ごみ対策、プラスチックの再資源化やレジ袋の削減をさらに加速させたいと考えています。

委員： マイクロプラスチック自体の対策というよりは、環境全体を見た対策を進めるということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員： 11 ページのビワイチは具体的な取組の方向性が記載されていますが、2 ページ目の漁業については消費や購買につながらないと漁業の再生にはつながらないので、消費や購買につなげる対策も記載いただきたいです。

事務局： ご意見も踏まえて、担当課と相談のうえ、追記させていただきます。

委員： 世間一般では、日本近海に多くマイクロプラスチックが浮遊していると言われていますが、この表だと南湖は日本近海とあまり変わりません。地域女性団体連合会の会員の方には、鮎のお腹をとって食べているという方もいらっしゃる。風評被害への対策も必要ではないでしょうか。

事務局： マイクロプラスチックの調査方法自体に定まったものがなく、調査結果を比較すること自体それほど意味があることではないと考えています。元の調査データを見る必要がありますが、皆さんと共有できていないので、まずは多くの方に知っていただく必要があると考えています。水の中には多くの浮遊物質がありますが、その中でプラスチックだけを取り上げてきているので、その点を踏まえて、どのような評価ができるかというところです。少なくとも鮎などの水産物には影響は出ておらず、正確な情報を伝えていく必要があると考えています。

部会長： まだまだご質問があるかと思いますが本日は議題が目白押しですので、次の議題に進ませていただきます。議題2「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の進捗状況」について事務局から説明をお願いします。

（2）琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の進捗状況について

〈事務局より、資料 2-1～資料 2-3 を説明〉

部会長： ありがとうございました。ただいまの琵琶湖総合保全整備計画の進捗状況のご報告について、ご質問やご意見はございますでしょうか。先ほど、ご紹介にあったと思いますが、「琵琶湖なう」に対しても、もし、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

1 点、私のほうからの質問ですが、資料 2-3 で 2 ページのところ、新しい参加者が 8 割ということだったのですけれども、毎年新しい人が参加しているのは非常にいいのですが、逆に、来る人というか、過去に参加された人はどうされたのかというのが気になるのですけれども、そこについて教えていただけますでしょうか。

事務局： 詳しい数字データは、今、手元に持ち合わせてなくて申し訳ないですが、昨年度も初参加者は非常に多かったと記憶はしております。会議のたびに、発表ですとか、あるいはグループディスカッションの関係で、お呼びした方を中心に新しい方が来ていただいているのではないかとはおもっております、そういう意味で非常に喜ばしいことだと思っております。一方で、確かに、これまで来ていただいている方が継続して来られているかどうかということも、課題といたしますか、もう少し考え直してもいいかなとは思っております、今後の課題とさせていただきますと思っております。

部会長： ありがとうございます。ほかに、何か質問・ご意見はありますでしょうか。

委員： すみません、「琵琶湖なう」を見せていただいております、この間の企画部会でも「環境白書」という分厚い冊子が作成されているところですが、同じようなことが重複して載っているように思います。私たちはいったいどれも見ればいいのかでしょうか。「環境白書」もあるし「びわ湖なう」もある。「びわ湖なう」は非常に読みやすく、いいなと思っておりますが、「環境白書」は、いっぱい文字数で、写真もあって、冊子も厚い。お互いに協力し合って1冊にまとめてしまうとか、そういう方法はないものなのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。「環境白書」は、環境基本条例に基づいて滋賀県環境総合計画の進捗状況、滋賀県の環境全体の状況の報告をする報告書としてまとめております。「環境白書」の琵琶湖環境の部分の評価の基になっているのが、この「びわ湖なう」になります。「環境白書」を見ていただきますと「びわ湖なう」の5ページで示しております、この表が出てきていると思います。「環境白書」の琵琶湖の総合保全の部分について掘り下げて記載したものが、この「びわ湖なう」ですので「環境白書」が非常に網羅的であって、琵琶湖の環境について少し掘り下げたものが、この冊子であるというふうにご理解いただければと思います。

おっしゃっているように「環境白書」は、図もありますが、文章があるといえますか、文字がすごくたくさんあります。それでも琵琶湖については、深掘りして書ききれていない、という部分がありますので、そのデータを含めて、その部分に特化して、その上で役割分担といえますか、将来的には整理をして、この2つの冊子をつくっているとご理解いただきたいと思います。

部会長： 他いかがでしょうか。

委員： びわコミ会議の中で、農林とか漁業のことがいろいろ書いてありますが、民間企業の参加状況はどのようなのかという現状を教えてくださいませんか。

事務局： ありがとうございます。民間企業の方の参加というのは、毎年、少ないというか、あまり見られないような状況でございまして、どちらかというとなりかたNPOの方ですとか、活動をされている方が中心になっているのかなと思っております。そういったところも、今後考えていく課題の1つかと思っております。

委員： われわれ企業の中では、環境規制とか法律で規制されている部分が、それに対する設備投資を結構やっている部分があります。こういう会議にも出て、琵琶湖の事で色々な方々がどのようなことを感じておられるか、直に感じるならこういう会議のほうがいいかなと思いますので、私も団体に帰って言いますけれども、県でも協力していただければと思います。

事務局： ありがとうございます。よろしく申し上げます。

部会長： そうしましたら、まだまだご意見があるかと思うのですが、次の審議に入らせていただいて、その審議の中でまたご質問等が出たら、前の議題に戻るようにして、進行を進めさせていただきたいと思っております。

次は、審議事項の議題の3「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）と琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の今後について」。次に、議題の4「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定に向けて」についてまとめて事務局より資料の説明をお願いします。

（3）琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）と琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）の今後について

（4）琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定に向けて

〈事務局より、資料3～資料4-3を説明〉

部会長： ちょっと多少付け足しさせていただきますと、資料3をご覧いただいたら分かりますように、もともとはマザーレイク 21 計画というのは、琵琶湖総合開発が終了して、それで、続けて何か事業をという話になったのですが、なかなか国が動いてくれないということで、県独自にマザーレイク 21 計画を制定して、来年で22年間たちます。幸いにして平成27年に琵琶湖保全再生法ができて、それで、その県と市町も一緒になって計画をつくって、今に至る。そうすると、再生法とオーバーラップしてくる部分が出てきますので、次期マザーレイク 21 計画を進めるにあたっては、その点を対処する必要があると私は理解しております。

ということで、ちょっと分かりにくいのですが、1つ、確認をお願いさせていた

だきたいのですが。法律の改定ですね、もちろん、計画というのは、法律が改正されるとそれで計画をという話になると思います。この琵琶湖保全再生法が来年度に改正をされるのか、新たに改正されるのか、あるいは何かを付け加わるのか、それから視点が変わるのか、そのあたりの情報をまずいただけませんか。

事務局： ありがとうございます。今、西野部会長様から、法律の見直しがあるかどうかというお話がありました。先ほどから「フォローアップ」という言葉がたびたび出てきていますが、これは、法律や計画に基づく施策について、これまでどのような取組を行ってきたのか、その取組を行った結果、どんな成果があったのか、残っている課題は何か、それらを踏まえて今後どういった方向で取組を展開していくのか、といったことを関係省庁と滋賀県が連携して検証していきましょう、というものです。法律のフォローアップと県の計画のフォローアップとは表裏一体的に行っていくべきだということもございますので、今、その様式等も含めて国と協議をしています。

先ほど、担当から説明がありましたが、資料4-3に「作成イメージ」を付けています。これは、計画の柱ごとに「現状」「主な取組実績」「今後の取組の方向性」ということで整理していこうという様式ですが、これはイメージとして付けているもので、国との協議の中で、成果の部分をもうちょっと全面的に出したらどうか、また、課題が見えにくいという議論もあり、今後ブラッシュアップしていきたいと考えています。

このようなまとめ方でいいのか、もっとこんな視点を入れていくべきだということも含めてご意見を頂戴したいと思っています。

今年度、2月か3月ぐらいに、この部会を開催させていただき、そこでフォローアップの最新の取りまとめの状況をご報告したいと考えています。よろしくお願いいたします。

部会長： お願いします。

委員： ありがとうございます。西野部会長、背景の詳しい説明、ありがとうございます。大変よく分かりました。実は、僕は西野先生と同じ質問を思っていたのです。見直しをかけるということだったので、具体的にどこなのかというのは、今の時点だけでも教えてくれということで、今、ご説明があったように、おそらく「別紙」のところがベースかなと思って見ていたのですが、この別紙のやつは、項目がまだこれだけしかないので、今のご説明が全てではないということだと理解してよろしいかと思います。

そうしますと、その1つ前の、資料4-3の裏のところに、もう少し多くの項目があるのですけれども、これをベースにやるのか。あるいは、もっと資料を戻って、資料1-3がありまして「琵琶湖の保全および再生についての提案・要望」があって、そこにはかなり多くの項目があります。どのあたりを検討材料として考えていらっしゃるのか。

つまり、資料4-3の裏面のこれとだいたいオーバーラップしているのか、その辺をちょっと教えてください。おそらく、それは見直しの根本の項目になるかと思います。

事務局： ありがとうございます。資料4-3の2ページの表で、網掛けがしてある部分を単位として、それぞれフォローアップをしていきたいと考えています。右の欄を見ていただきますと、法律の条文がそれぞれ書いてあります。法律の条文と計画の項目の柱立てを一緒しておかないと、先ほど申し上げましたが、最終的には法律のフォローアップと県の計画のフォローアップを一括して評価していくことが必要ですので、このような形でまとめていきたいと考えています。

先ほど、説明できなかつたのですが、そもそも法律を見直すかについては、このフォローアップをした結果、大きな課題が残っていて、それは法律に規定されていなければ法改正を検討していく、ということも考えられます。また、法律の改正とまではいかななくても、計画で改定していくというものもあるかと思いますので、それは、今度、フォローアップの状況を見極めながら検討していき、この部会でご審議いただきたいと考えています。

委員： そうしますと、今、おっしゃった、法律の条文とだいたいリンクしているところがあるということです。われわれは大学なものですから、4番の琵琶湖保全再生施策の実施に関する調査研究というところが絡むところです。ここの書きぶりが一番ぼんやりしています。おそらく調査研究なので、これは自然科学的な問題があればそちらになるし、社会科学になればそうなるし、経済とか観光ということで、ここはかなり柔軟に考えて対応されるという理解でよろしいですか。

事務局： 調査研究は分野が全般に渡っており、まとめ方が難しいと考えていますが、フォローアップは他の項目と同様に行いますので、内容についてはまたご相談させていただきたいと思います。

部会長： ありがとうございました。

委員： 今の関連になるかもしれませんが。資料1-2の最初の方で、先ほど、予算の金額が書いてあって、その説明の中に防災とか減災の部分もあるという話だったと思います。いわゆる保全再生法の5年前の、法律の文章は覚えていないので、今、ちょっと言いにくいのですが、減災・防災は、この2~3年の間にかなりクローズアップされている話があって、予算の要求なり、予算の執行が減災・防災で動いているところがある。もともとの法律というのは、減災・防災の発想があるかどうか分からないのですが。その関連も含めて、この調査をされて、法律の前文があるかどうか分からないけれども、その条件を入れて改正していくような動きも可能性としてあるのかどうか、その辺を含めて聞かせていた

だきたい。予算としては、執行されている部分です。

事務局： ありがとうございます。法律や計画の中で「森林の保全・整備」という項目があります。森林整備の一つに治山事業があり、それは防災・減災と関連していますし、砂防事業も関連事業の一つです。これらの事業は先ほど説明した資料1-2の予算の中に含んで整理しています。ただ、これは琵琶湖の保全再生に関する法律ですので、防災や減災が前文の中に入れるとか、追加になるということは、今のところは想定ができないと考えています。

委員： ありがとうございます。その形は何となく分かるのですけれども、国民的資産という中で、琵琶湖も守り、再生するという中には減災・防災が入るのだろうという発想になると思います。その辺、法律の前段階、全文の中に、環境の変化というのは、このごろは本当に早いので、そのあたりの趣旨も加味するような考え方にさせていただいた方がいいのかな。その辺のことも踏まえてPRしていただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。

部会長： 他はいかがでしょうか。どうぞ。

委員： 資料3について、気になることがあるので教えてください。1つは、2つの計画で、施策の柱が違ったということで、これを第2期の琵琶湖保全再生計画にするときに、完全に落ちてしまうコンテンツがあるのかないのかを教えてください。

もう一つは、2021年以降、この第2期の再生計画と新たな枠組みの構築でいくということですが、私の理解では、上の計画では行政、県と市町が実施する内容が含まれる、下の枠組みでは、それをいろいろな主体でどう進めていくかという進め方の話だと考えています。私の疑問は、ある目標があって、琵琶湖をこういうふうにしたいという目標があったときに、行政ができること、NPOや地域ができることはいろいろ違うと思います。行政ができることだけを計画に載せて、それ以外の、市民・県民ができることの内容はどこに書かれるのかと思いました。具体的に、外来水生生物をなくしたいという目標があったときに、根こそぎ除去は県でできるけれども、地域でのモニタリングなどは地域でやることがあった場合に、地域でやることは明記されないのか、どこかに含まれるのか、どういう扱いになるのかを教えてください。

事務局： ありがとうございます。琵琶湖保全再生計画は、県と市町の施策ということで、計画の実施主体は「県および市町」になっており、行政施策を書き込んだ法定計画になります。この計画の中に、多様な主体との協働という項目がありますが、これは、県や市町

が多様な方々と連携して施策を進めていくことを定めたものです。計画の改定後は、新しい枠組みにより、皆さんとさらに連携して様々な施策を進めていく形になるだろうと思います。下の新しい枠組みは、多様な方々が主体的に行動いただくものです。例えば、企業ですとCSRで独自でされる行動です。内容については、後ほど、議題5で、どういう形で枠組みをつくっていきたいのかをご説明させていただきます。

委員： 完全に落ちてしまう項目はないですか。

事務局： はい、ないようにしていきます。

委員： ありがとうございます。

部会長： 他にになにかございますでしょうか。

私の方から確認ですけれども、資料2-1と資料3を拝見していると、2-1ではマザーレイク21計画については、学術フォーラム環境審議会の琵琶湖総合保全部会というのが絡むということですね。それから、びわコミ会議とか、マザーレイクフォーラム運営委員会のようなものがあります。このあたりはどのようなのですか。学術フォーラム環境審議会、びわコミ会議、マザーレイクフォーラムのようなものも、全部なくすということなのか、そのところを教えてくださいませんか。

事務局： ありがとうございます。これも、後ほど、議題5のところ、先ほどのワーキングの話も含めて、どんな体制でやっていくのかをご説明させていただきたいと思っております。資料3の右の下に簡単に書いていますが、仮称ですが、マザーレイクフレームワークですとかマザーレイクゴールズと書いておりますけれども、今の取組を検証しつつ、発展させつつ考えていますが、後ほど詳しく説明させていただきます。

部会長： 皆さん、何かございますか。

1点、コメントですが、琵琶湖総合保全部会で、琵琶湖保全再生計画の策定でいろいろ吟味したときに、先ほど、マザーレイク21計画で完全に落ちてしまうコンテンツはないというお話がありますが、完全に落ちてしまうコンテンツはないのですが、表現が緩やかになったとか、分かりにくくなったというのは、いろいろ調整の中で消えていったものもあるわけで、厳密に言うと完全には落ちてはいないと思いますが、県主導でやってきたことと、国がつくられた法律とで、ニュアンスであるとか強調する部分が弱くなった部分は幾つかあったと思います。そのところは、マザーレイク21計画を変えるときに、計画自体にどういうふう反映していくかが課題の1つではないかと思っております。

他に特にないようでしたら、次の議題に行かせていただきます。次は、議題5「琵琶湖

総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）のふりかえりと今後のあり方について」事務局より、資料のご説明をお願いいたします。

（５）琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）のふりかえりと今後のあり方について

〈事務局より、資料 5-1～資料 5-2 を説明〉

委員： ご説明、ありがとうございます。まず 1 つは、この新しい枠組みのマザーレイクの後継のプロジェクトは、だいたい何年のタームで考えていらっしゃいますか。今の計画は 22 年で、これは少し長すぎると思うのです。こういうのは、3 年なり 5 年なりで見直しをするのがいいと思いますが、それをまずお聞きしたい。

もう一つは、不安ですけれども、マザーレイクフレームワーク、2 ページ目と、4 ページに大きいものがありまして、この各項目はびわコミ会議でつくったものを基につくられているとおっしゃっておられます。私は、SDGs は詳しく見ていないのですが、17 項目あって、あれだけ項目が多いと、どんな立場の方でも参加できるのです。しかも、各項目をクリックしていると、かなり細かいところまで書いてあるのです。そうすると、いくらびわコミ会議で出てきたとはいえ、細かく見ると、この中身のかなりの部分が SDGs と重なってくると思います。そうした場合、MLGs というものが SDGs の焼き増しみたいというか、まねしたのではないかという変な批判を受ける可能性もあるかなと、そこはちょっと不安になっています。私も思い付かないのですが、何か回避をした方がいいのか、あるいは、あくまでも「びわコミ会議でできたのだ」と主張し続けるか、その辺の感覚はどうですか。

事務局： ありがとうございます。端的に言うと、それも含めて、これからいろいろな方のご意見を伺っていかうと思っています。マザーレイクフォーラムで議論してきたことをそのまま MLGs にしようと思っているわけではありませんが、10 年間といいますか、第 2 期マザーレイク計画になって、マザーレイクフォーラム、びわコミ会議で、いろいろなご意見を頂いて、積み重ねてきたものを一定集約したものであるというのは事実です。それを新しいフレームワークの中でどういうふうに示していくのか、これは、これから考えていきたいと思っています。SDGs 自体も、言ってみれば自治体、滋賀県がやってきたことがあいう形で示されている、整理がされてはいるのだという部分がありますので、どういうふうにしても重なるように見える部分はあるのかなと思います。われわれがわれわれとしてやってきたこと、それが、逆に言うと SDGs に貢献できると捉えれば、この取組自体も 1 つ、重なっているように見えたとしても、意味があるのかなと思っています。いずれにしても、いろいろなご意見を頂きながら、これから進めていきたいと思っています。

委員： どれぐらいのタームで見直していくのですか。

事務局： そこも、まだ決まっておりません。

委員： たぶん、10年は長いですね。

事務局： そうですね。毎年、進行管理という大変ですけども、びわコミ会議に代わるものの中で、1年間、どういうふうに進んでいたのかを整理しながら進めていきたいと思っていますので、どのぐらいのターム、5年なのか、10年なのか、そのあたりも含めて十分に議論したいと思います。

部会長： 今のタームの件です。マザーレイクは22年という話でしたけれども、12年と年10年ということです。あと、短期目標というか、10年で見直すのだけれども、20年、50年という長期目標を設定していたのですけれども、このマザーレイクには、短期目標と長期目標というのは考えておられますか。

事務局： はい、考えております。基本的には、今、言われたように、マザーレイク 21計画の中で2050年のあるべき姿で示しておりますので、それは北極星みたいなものとして一定おきながら、10年ぐらいのタームで一定の評価をしていくのかなというイメージはあります。

部会長： ついでに質問をさせていただきますと、ゴールを設定する以上、客観的な評価が必要になってくると思います。新しい枠組みの場合、どういう評価のものなのか。それは、県が一参画者として参画するだけだと、いったい誰が評価するのか、客観的な評価を誰がするのか結構重要になってくると思うのです。そこは、いかがでしょうか。

事務局： それも、これからです。今の枠組みをイメージしております。今、マザーレイク 21計画では、学術フォーラムというのがあります。県が学術フォーラムという場を設定して、その場で、現状の科学的・客観的な評価をしていただくという部分が1つ。それと合わせて、今、びわコミ会議で、毎年、集まっていますので、県が何らかの形で関わりながら多くの人が参加できる場をつくることになるかと思っています。そういう場で、先ほど、健康診断という話もありましたが、県のデータをしっかり出しながら、あるいは学術フォーラムでの科学的・客観的な見解も含めながら、一定の評価をしていく仕組みつくっていくのかと思っています。議論している中では、気候変動の枠組みにおけるIPCCのような、SDGsにおいては国連のあらゆる機関が年次評価、あるいはゴールのよう

な仕組みを例にとって、どれがどういうところに当てはまるのかなということをイメージをしながら、議論しているところです。それにもご意見を頂けたらと思っています。

部会長： 評価の仕組みを考えるということですね。

委員： 今の評価の話ですけれども、もちろん、科学的なデータをもとに客観的な評価は専門家によってされるべきだと思います。ただ、私たち県民にとっては、科学的なデータを言われても、そうは感じないとか、漁獲量がこうであっても、漁業者はこう感じないというような、肌で感じる価値観も含めた評価や認識の違いは、たぶんあるだろうと思います。そのようなギャップがあるところはどこなのかなということも把握したり、ギャップの理由を見ていくことも大事なのではないかと考えています。専門的な評価は、今までもされてきたでしょうけれども、市民感覚の認識の把握はこれまでもチャレンジしつつも、できていないところもあると思うので、そういうことも目指しながら、評価の仕組みというか、評価をどうするのかを考えていけたらいいのかなと、個人的な意見としては思っています。

部会長： 他にご意見はございますでしょうか。

委員： ちょっと細かいですが、資料5-1の4ページが中央と下に透明度と全窒素、全リンとありまして、雰囲気、黄色バックのと白バックのと異なるのと、北側が青と、南が緑と、南がピンクと北がピンクで、何か合っていないのが気になります。6ページの図2-4と2-3の割り振りはあっているんですかね、というのと、縦軸の強熱減量の数値が一方は小数点第一位まで書かれているが、一方は書かれていなかったり、図2-5も表の雰囲気が違うので、統一された方が見やすいのかなと思いました。

事務局： ありがとうございます。修正いたします。

委員： すみません、そこに重複するのですが、資料5-1の4ページですけれども(1)で「琵琶湖の水の清らかさ」と書いてあるんですね。「清らかさ」と書いてあると「琵琶湖の水って、とってきれいなんだ」みたいに感じてしまって、ずっと読んでいくと「あれっ、赤い矢印の方が多んじゃない？」という感じがします。「琵琶湖の水について」という表現にされた方がいいのではないかと。

それから、もう一つ「マザーレイクフレームワーク」とか「マザーレイクゴールズ」とか「コミットすることで参画します」とか、もうちょっと日本語で書かれたらどうかと思います。カタカナ語が多すぎて、年がいったものにはちょっと読みにくいのではないかと思ったりします。また、お考えいただいたらと思います。

事務局： カタカナ言葉については、どういうものかいいのかなと検討いたします。最初の「水の清らかさ」という記述については、ここに至るまでにいろいろな検討がありました。「清らかさ」という表現で水質を、「水質」という言い方が非常に分かりにくい部分で、これは「清らか」という意味ではなくて、先ほど、言ったカタカナ言葉とか、いろいろ考えた末に「清らかさ」という項目で示した方が分かりやすいのではないかとということで、一定、示しているものですので、どういう表現がいいのか引き続き検討が必要だと思いますが、そういう意味で、ここに至るまでにいろいろ考えました。

委員： それは分かったんです。たぶん、水について「清らかな水」という意味じゃなくて、どういう言葉を使ったらいいかなとことこの表題だとは思ったんですけれども。ただ、「清らかさ」と言ってしまうと「本当に、琵琶湖の水って清らかなんだ」みたいになって「そんなに清らかになっているの？」みたいにする人も、中にはいると思います。今まで、いろいろな議論があったのかもしれませんが「清らかさ」という言葉は、あまり適していないように思います。すみません。

事務局： ご意見としていただきます。

部会長： お願いします。

委員： 資料の5のふりかえりの1つのパターンということで見させていただいたんですけれども。評価は、いろいろと、年ごとにいろいろ書いておられるんですけども、PDCAの中のD部分で「どういうことをしたから、こうなってしまったのか」そういう部分も入れた方が、この冊子としては、「環境白書」にあるのかどうかは詳しく見ていないので、分からないのですけれども、この見方として、われわれとして「何をどうしたから、こうなったのか」そういうところを入れた方が、今後の1つのデータベースの参考書としてはいいのではないかと。今後、行政なりわれわれが考えるもとでも、世代が変わっていくので、過去のことが、ぱっと見て分かる方がよいと思います。データベースはいろいろあるのかもしれないですけども、「何をどうして、こうなったのか」というところも、見やすいところに載せていただいた方がいいのかな、という感じがしています。

事務局： ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。これは概要版ですけども、本編では取組というものも一定記述させていただいているところがございます、こちらに落とし込みができていなかったと思いますので、また、その辺も対応させていただきたいと思います。

部会長： そうしましたら、私の方から意見を言わせていただきたいのですが。マザーレイク 21 計画の 5-1 の 2 ページ目にですね、「つながり」というのを非常に強調していると思います。ネオマザーレイク 21 計画ですか、新しい計画を見ると、この SDGs を見ていまして、個々の項目が独立しているだけで、どういうふうにつながっているかというのが見えにくいというのがあります。

それから、もっと戻りまして、国の計画ですよね。資料 4-3 の別紙の前のページを見ましても、個々のテーマに対する個々の項目がありますが、その相互の関係というか、つながりというところがない。もちろん、縦割り行政によりやむを得ない部分はあると思いますが、マザーレイク 21 計画では、そういう部分も考慮に入れた上でつながるというキーワードが出てきたと思います。そうしますと、新しいマザーレイク 21 計画についても、先ほどの、パーツだけが並んでいるのではなくて、双方にどういうふうにつながりがあるのか、情報のやりとりも含めて、つながりがあるという精神を、ぜひ、次のマザーレイク 21 計画に引き継いでいっていただきたいというのが、私の要望です。

それから、もう 1 点は、先ほど、申しましたように、法律を制定したときに、マザーレイク 21 計画では、はっきり明記していたことが、なかなか書けなかった、省庁とのやりとりにおいて、なかなか書き切れなかった部分があったかと思えます。マザーレイク 21 の計画の積み残しで、やむを得ず琵琶湖保全再生計画に入れられなかった部分がありますが、第 2 期マザーレイク 21 計画を終わるに当たっては、「こういう部分が入れられなかったんだ」というような整理というのは、必要になるのではないかと思いました。

もう 1 点、思いましたのが、市民の皆さまとか、企業の皆さまがいろいろ活躍をさせていただくことは大変結構なことだと思いますが、すべての市民の皆さまや企業の皆さまの熟度が十分高いわけではないのが現状で、例えば生態系保全というような視点で見ると、十分な専門的な知識もなしに生態系保全の活動をやられた場合は、結果的に生態系にマイナスの影響を与えるような行動も往々にして見られるわけです。例えば、1 つ例を挙げさせていただきますと、「私たちも何か活動をやりたい。だから、ヨシを地元の琵琶湖の湖岸に植えたいが、どうしたらいいですか」という相談を受けたことがあります。しかし琵琶湖には、ヨシが生える湖岸と、ヨシが元々ない湖岸とがあって、そういう生態系の知識なしにヨシ植栽事業をされると、かえって環境に良くないことが起こる。そう考えますと、学術フォーラムも非常に重要だと思うんですけども、市民や企業の方々がいろいろ活動をやられるときに、県の方で、科学的な知見に基づいたアドバイスをする仕組みが、今後、必要ではないかと思いました。以上です。

他は、何かございますでしょうか。ございませんようでしたら、時間になりましたので、次の議題に移らせていただきます。

(6) その他

部会長： 最後ですが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局： 特にございません。ありがとうございます。

部会長： お願いします。

委員： 1つだけ。特に個別の内容ということではなく、根本的な話で私がちょっと悩んでいるのは、この法に基づいた計画とマザーレイクという県独自の計画。琵琶湖の保全再生には、流域の方もいろいろ関わってくるんだろうと思いますが、琵琶湖だけを対象とした計画で、滋賀県の皆さんで琵琶湖を守っていこうということだと思います。マザーレイク 21 計画の書かれている事項を法定計画に包含して全てを網羅できないのかどうか。先ほど、部会長が言われた内容とオーバーラップするのかもしれないけれども、その辺が私の中で全てがずっと入っているわけではなくて、両方の計画で重複しているのもかなり多いし、先ほど、法定計画では抜けている部分が、それが何か分かっていないですけれども、われわれ県民も含めて、1つの文章が2つの場所に書いてあったら、もともと出発が違うとか、やり方も違うのかな、予算の付け方も違うのかくらい、いろいろな細かい話になります。もっとスムーズな枠組みができないのかなと、私が勝手に思ったりしています。その他でしかしゃべれないと思いながら、最後にちょっとしゃべらせてもらった。その辺、県としてはどうなのですか。

事務局： ありがとうございます。最初にご説明させていただいている部分もありますが、法定計画、法律に基づいて、こういう基本方針があって「県と市町が」という主語でつくる計画ということがありますので、その意味で、企業なりNPOなり皆さんが主体的に「私は、これをやります」ということが法定計画の中に書き込めるかなというところで、漏れるというわけではないのですけれども、非常に多くの方が参加していただくための仕組みが、県と市町の施策に関する計画とは別に、そういう仕組みが要るのではないかというのが今の私たちの考え方で、その部分については、計画という形ではなくて、フレームワーク、枠組み、あるいはゴールということで受け止めたいという決意というか、考え方の表れというふうに理解していただければと思います。これは、委員のご指摘はごもっともでございます。いろいろと、特に経済界の皆さんとご議論したいとずっと思っておりますので、個別にまたお話を伺いたいと思っております。ありがとうございます。

委員： ぜひとも、お願いいたします。

部会長： 「その他」ですね。本日の議事全般について、ご質問やご意見等がございましたら。

委員： では、1点だけお話しさせていただきます。一昨年でしたかね、この審議会の中で意見を述べさせていただいたことがあります。琵琶湖を保全するためのいろいろな取組をされて、これは大変だと思っています。私が一番現場に近いところで意見を2～3年前に申し上げたのですが、これは国の指針によっているのでしょうかけれども、農業の基盤整備のことです。滋賀県のみならず全国どこでも用排分離はやむを得ないやり方なのかなどはと思いますが、そもそも用排分離をしたことが琵琶湖を汚している。私どものところは、今年の春に全ての工事が終わってしまったのですけれども、その工事中のときにも「用排分離ではなくて、反復利用ができる計画にできないのか」ということを申し上げたのですけれども、結果的には、用水の反復利用の工事はなされなかった。

ここ最近、大津市の中で圃場整備をされているのか、やがて工事にかかるのですかね。やられるのであれば、用排分離はやるべきではないか。国のやり方がそうなのか分かりませんが、先ほど、部長がおっしゃられた1,450万人の命をあずかる琵琶湖を持っているわけですから、その琵琶湖を守るためには、滋賀県は用排分離はしません、用排を一体的な構造にすることを発信できないのですか。先ほど、申し上げた、私のところの地域では3月に工事が全て終わったのですが、泥だめ工を排水路の中につくってくれましたけれども、こんなものはまやかしたいなものです。わずか1メートル四方の柵に、田んぼ全部から流れてくる泥水がそこで受け止められるはずがない。ただ、ちょっとしたパフォーマンスみたいなもので、泥だめ工をつくって、泥水が河川に流れ込まないような仕組みにしましょうということでやっていますけれども、そんなものは全く機能していないと思っています。今後、これからこういった基盤整備をされる場合にしても、用排分離を考え直されて、滋賀県独自の基盤整備のやり方を考えられた方がいいのではないですか。私は、琵琶湖を一番汚しているのは農業排水だと思っていますので、そこを一遍、検討されたらいかがでしょうかと思います。

事務局： ありがとうございます。頂いたご意見につきましては、関係課と協議いたしまして、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

部会長： ありがとうございます。さらにご意見がないようでしたら、進行を事務局にお返しいたします。

【以上】